

令和5年第3回・第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

(1) 令和5年第3回定例会提言の方向性について

前回（12月8日）の特別委員会において、各委員より出された意見を総合し、委員会としての提言の方向性の検討を行った。

重点調査項目1 ヤングケアラー支援について

① 板橋区ヤングケアラー実態調査の結果について

1	<p>【実態調査における回答率の向上】</p> <p>板橋区ヤングケアラー実態調査においては、関係機関の認識が低く、回答率が低い状況にあるため、組織横断的に連携し、精度の高い実態把握と実態に即した施策展開を行うべきである。</p>
---	---

(2) 令和5年第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（12月8日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目1 ヤングケアラー支援について

②ヤングケアラーの早期発見及び支援体制について

①	ヤングケアラー支援においては、支援の介入に拒否的な家庭もあるため、子どもと大人の双方が子どもの権利を理解することで、支援を受け入れやすい環境を構築すべき。（五十嵐委員）	1	【子どもの権利の理解促進】 ヤングケアラー支援においては、子どもと大人の双方が子どもの権利について理解を深め、早期発見に繋げるとともに、当事者家族が支援を受け入れやすい環境を構築すべきである。
②	ヤングケアラーの早期発見のためには、教育現場における人権教育はもとより、町会・自治会員等の周囲の大人に対し、子どもの権利を学ぶ場を設け、理解促進に努めるべき。（小柳委員）		
③	ヤングケアラー支援においては、各関係機関において目指すべきゴールを共有の上、既存のノウハウを生かし、組織横断的かつ長期的な支援体制を構築すべき。（一島委員・さかまき委員）	2	【支援体制の構築】 支援体制の構築に向けては、既存のノウハウを生かした組織横断的かつ柔軟な対応が重要であり、目標の設定と共有を行うべきである。加えて、スピード感を持って取り組むためには、ヤングケアラー・コーディネーターの配置や専門部署の創設などの人員強化を検討するとともに、多方面から日常的に見守りができる仕組みを構築する必要がある。
④	ヤングケアラー支援ケース会議においては、障がい者関連の部署も構成員として明記するなど、柔軟に対応できる仕組みを構築すべき。（小柳委員）		
⑤	ヤングケアラー支援にスピードを上げて取り組むためには、最終目標を定めた上で、支援の中心となる担当部署を創設するなど、人員強化を検討すべき。（いわい委員・小柳委員・大森委員）		
⑥	支援体制の構築に向けては、ヤングケアラー・コーディネーターの配置を検討すべき。（さかまき委員・実正委員・小柳委員）		
⑦	ヤングケアラー支援においては、担当者を明確にし、定期的なモニタリング等の仕組みの中で、状況把握に努めるべき。（井上委員）		
⑧	ヤングケアラー支援においては、オンラインとオフラインの両面から見守りができる能動的な日常の仕組みを構築すべき。（元山委員）		
⑨	情報連携を強化するためには、ケアマネジャー等のヤングケアラーに気づく可能性のある専門職などに対し、情報提供を依頼すべき。（五十嵐委員・大森委員・井上委員）	3	【事例の収集・分析】 支援事例等の情報については、ケアマネジャー等の専門職や支援実績のある関係機関からの収集を徹底し、情報を蓄積・一元管理することで、発生事由の分析と今後の支援に活用していくべきである。
⑩	ヤングケアラーの支援実績等を基本情報として蓄積・一元化し、対応策の分析を行うことで今後の支援に生かすべき。（長瀬委員・さかまき委員・井上委員）		
⑪	ヤングケアラーの早期発見の困難性は、家庭環境の中に埋没しているため、発生事由の分析を早期に推進し、対策を講じるべき。（中村委員）		
⑫	家事支援や介護支援制度については、ヤングケアラーを抱える世帯においても活用できるように制度の拡充を図るべき。（小柳委員）	4	【既存制度の拡充】 育児支援や介護支援などの各種制度については、ヤングケアラーを抱える世帯に対しても活用できるように制度を拡充し、生活環境の改善を図るべき。（井上委員）
⑬	養育支援訪問事業を含む育児支援サービスについては、ヤングケアラーを抱える世帯においても活用できるように制度を拡充し、生活環境の改善を図るべき。（井上委員）		
⑭	ソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーについては、常勤化を目指すなどの最終目標と達成時期を定めた上で、取組を推進すべき。（いわい委員・大森委員）		